大会によせて

金 城 功

公文書館法の制定とその影響

文書館の設立については後進地域であった九州・沖縄において、1987(昭和62)年12月に公文書館法が制定されたために公文書取り扱いの考え方がどう変わったのか、私の知りえた範囲内で概観することにする。

公文書館法に歴史的価値のある公文書の保存は「責務」であるとのことや、公文書館法の趣旨からして従来のように期限がきたからといって、簡単に廃棄処分が出来なくなったとの話が文書主管課長会において出たという。と、同時に各県における廃棄文書の保存状況についての意見交換が行われたという。

また,九州地区の県立・指定都市立図書館長会議でも,公文書の保存は図書館でという動きがあるが,公文書の保存・利用は別の機関でなされるべきだという話し合いが持たれたということである。

法制定前にはそのような議論はなされたこともなかったが、公文書館法制定後公文書の保存についての話が出たというのは、公文書館法の趣旨が浸透しつつあるためだと思っている。

沖縄の状況はどうであったか。琉球政府文書の保存利用のためには、公文書館か類似施設が必要なことを説明し、その必要性については理解してもらえたが、施設については足踏みの状態がつづいた。公文書館設置の「法的根拠」はということになり、話はそれ以上前進しなかった。法的根拠のあるものさえ処理出来ない状況のなかで、法的根拠のないものは後回しということになった。そのような状況の中での「公文書館法」の制定は、公文書館の設置を考える上で大きな力となった。

法制定後最初の全国歴史資料保存利用機関連

絡協議会の大会が沖縄で開催されたのは,1988 年10月であった。公文書館法の制定と全史料協 の大会を契機に沖縄県においては,公文書館設 立に向けての調査費が予算に計上された。

1991年12月に,沖縄県公文書館(仮称)建設 検討委員会が設置され,1992年3月30日に沖縄 県教育委員会教育長あてに「沖縄県立公文書館 建設に関する基本構想について」を報告した。 4月には総務部文書学事課に公文書館建設準備 室が新設され,2,3年後の建設を目標におい て作業が進められている。

琉球政府文書の整理

沖縄における公文書(史料)の整理・保存・ 利用について考える際には、次の3点を落とす 訳にはいかないと、思っている。

一つには沖縄県立図書館史料編集室が進めている琉球政府文書の整理であり、二つ目は沖縄県地域史協議会の活動であり、三つ目には琉球政府文書の整理にあたっている民間の業者である。三者が自分の役割を果たしながらうまく連携することによって、文書(史料)の整理・保存についての情報が流れるようになった。

琉球政府文書の整理は民間の専門業者に委託 して進められている。民間業者は整理業務に専 念できるので、整理作業は効率よく行われてい る。公文書整理にあたってのルールは守られて おり、問題はこれまで起きていない。

業者は文書整理・保存・利用で悩んでいる役所(役場)の職員に、琉球政府文書整理の状況を説明することによって文書の整理・保存の情報を市町村に流す媒体の役割を果すことになった。十指に余る役所(役場)の職員が、琉球政府文書の整理状況を視察するようになった。ま

た, 市町村史の編集に関係している職員は, 市 町村史編集の立場から度々調査するようになった。

沖縄本島中部の北谷町においては、琉球政府 文書の視察後文書整理・保存についての検討が なされ、民間への委託という形で整理・保存が 図られた。北谷町は今年の4月に沖縄県では最 初の公文書館を設置した。名護市においても北 谷町と同じように民間への委託という形で整理 が進められつつある、との情報を耳にしている。

沖縄県地域史協議会の活動

「公文書館法」の制定は市町村史の編集に携 わっている人々の関心を大いに引いた。沖縄に おいて市町村史を編集する際に,役所(役場) に公文書が残されていないということで、職員 は非常に苦労しているというのが現状である。 公文書の保存については深い関心をもっており、 地域史編集に携わっている人々によって結成さ れた地域史協議会の名のもとに、過去何回か共 同で史料調査を行い、情報交換をしている。

公文書の保存は文書担当者の理解も必要ということで、文書担当者もいれた「行政文書フォーラム」が、地域史協議会の主催で1991年2月に開催された。その会では、北谷町の文書の整理状況、実際に整理に携わっている民間業者の発表、琉球政府文書については県立図書館史料編集室からの報告が行われた。

(沖縄県教育庁文化課)